の考えをお伺いします。

| 「はり札」や電線等に設置

フェンス等に貼られた

り早急の撤去をと思いますが市

や歩行者に対し、大変危険であ

トタンが、通勤・通学の自転車

ところでございます。市といた

俊和

しましては、現在、年4回、

丸太杭等に、設置してある

道水路のフェンス及び

Q

トタン看板の撤去について



域の景観も損なうなど、多方面 おいても影響を与え、また、地

において悪い影響を与えている

険であることや、交差点の見通 行に支障を来たすとともに、危 ましては、歩行者や自転車の走 された「立て看板」などにつき

しにつきましても交通安全上に

# 学校自由選択制の導入について

総合運動公園について

情報公開条例

市の考えについてお尋ねいたし 択制を導入しておりますが、本 け多くの自治体で、学校自由選 の弾力的運用を認め、これを受 和の提言を受け、通学区域 文部科学省では、規制緩

南部地区の開発や区画整理事業 据えて検討をしてまいります。 の進捗状況を踏まえ、将来を見 てまいりました意見を参考に、 年来、各種会議において収集し てまいります。審議会では、昨 今年度通学区域審議会を設置し 択制の導入につきましては 本市における学校自由選

# 武之内清久



かについてお尋ねします。 園を今後どのように考えていく い要望もあり、総合運動公 八潮市は、八潮市民の強

その現況調査に基づき基本方針 ますことから、平成9年度に現 を設定し、運動施設を含んだ総 況調査を行い、平成10年度は、 にも総合公園として位置付けて 緑の基本計画や第4次総合計画 たところでございます。また、 た貴重な河川空間となっており 市にとって豊かな自然が残され A おける中川河畔地域は、本 合公園の基本的整備計画を行っ 共和橋から幸之宮地区に

# 飯山

# 恒男

関係機関との調整に努めてま ておりますが、今後も引き続き 中川河川改修の完成後に予定し りたいと考えております。



おります。公園整備については



市が補助金等を支出する

また、

り、八潮市補助金交付規則もこ

広沢

# 町会等の各種団体まで情報

り広くした条例にならって、一 の公開ができるように、 例市である群馬県太田市のよう に情報公開条例の適用範囲をよ 市民の知る権利に基づいた、先

# 求める項目の追加をできないか 体の町会等へも、情報の公開を 定の補助金を受ける準公共的団 法律」に、必要な限度を超えて **▲** 算の執行の適正化に関する お伺いします。

国の「補助金等に係る予

調査・研究をしてまいります。 で、今後他市の状況等について す。

あげて質問されておりますのしかしながら、太田市の例を

各団体の自主性・自立性に委ね

ら、情報公開の推進についても の趣旨を踏まえていることか

るものであると考えておりま

教師の指導力について

教育委員会としての取り組み、 向上、充実が求められており、 のかお尋ねします。 指導は、どのように行っている 化する中で、教師の指導力 現在、教育内容が多様

るところでございます。そのⅡ トプランを作成し、推進してい 文部科学省や埼玉県教育委員会 の柱に、「意欲に満ちたプロと 点施策を踏まえ、学校教育エイ 主催の研修会に教員を派遣して しての教職員の育成」を示し、 八潮市教育委

4月より八潮市教育行政重 教育委員会指導課では、 ております。

選定いたしまして、除却して参 現状の把握に努めながら路線を 全上必要と思われる通学路など ます。今後につきましても、安 業を行っているところでござい 水路管理の一環として、除却作

りたいと考えているところでご

# 朝田 和宏

議会を通し、学び合う中で豊か では、教員が研究授業や研究協 な人間性と指導力の向上を図 員会研究委嘱による研究発表会

校訪問の際に指導助言を行うな おける研修会、研究発表会、学 もに、様々な研修会や各学校に てまいる所存です。ご理解を賜 ど、教員の指導力の向上に努め に積極的に教員を派遣するとと たいと存じます。 教育委員会としても各研修会

う元請業者に対し指示を出しま 求めるべきではないですか。 に対し市内業者への下請発注を した。市としても、市発注工事 発注を、県内業者とするよ 県は、公共工事の

件となっています。県は、 ないとされております。昨 者に発注されたのはいずれも1 行われました。そのうち市内業 件、24、9件の下請発注工事が 力義務規定であり罰則の適用も にある改正を行いましたが、努 大規模改造工事ではそれぞれ20 大原中体育館改築、大原中 鶴ヶ曽根体育館建築、

# 不当に補助事業者に対して干渉 てはならないと規定されてお 公共工事の下 求めることに 請発注を市内業者に

能な工事については市内業者が 部専門的工事を除き、下請発注 施行しているという状況です。 れますので、市内業者で対応可 のあった工事は少ないと考えら は145件となっています。一 のうち市内業者が落札した件数 市が入札した建設工事172件

約を設ける事は難しいと考えま 発注は、元請業者と下請業者間 の契約であることからも市で制 は考えていません。また、下請 よって、県と同様制度の導入